令和6年度用

令和6年度 eLTAXの 主な変更点

- ①特別徴収税額通知(特別徴収義務者用)の電子データが正本となり、電子データ(副本)の送付が廃止となります。従来の「紙(正本)+電子(副本)」の方法による受取はできません。②特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子データでの受取が始まります。通知の受取方法(電子・紙)は、特別徴収義務者用・納税義務者用でそれぞれ選択ができます。
- 詳しくは、地方税共同機構の「eLTAX(エルタックス)地方税ポータルシステム」のホームページ(https://www.eltax.lta.go.jp) をご覧ください。

1 給与支払報告書(個人別明細書)の書き方 (緑色又はオレンジ色・電算用連続用紙は青色)

◎令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に給与を支給した社員全員(パート・アルバイト・退職者等を含む)分を作成して、納税義務者の住所地の市区町村に総括表とともに提出してください。

①氏名・フリガナ・個人番号欄

- ・正確に楷書で記入し、フリガナ・<mark>個人番号</mark>も必ず記入してください。
- ・外国人の氏名は、在留カードの記載どおりにアルファベットで記入してください。
- ※eLTAXで給与支払報告書を提出し、特別徴収税額通知(納税義務者用)の受取方法を「電子データ」と選択した場合は、必ず「受給者番号」を入力してください。受給者番号は、電子データ受取時の個人識別(特定)に必要となります。

②住所欄

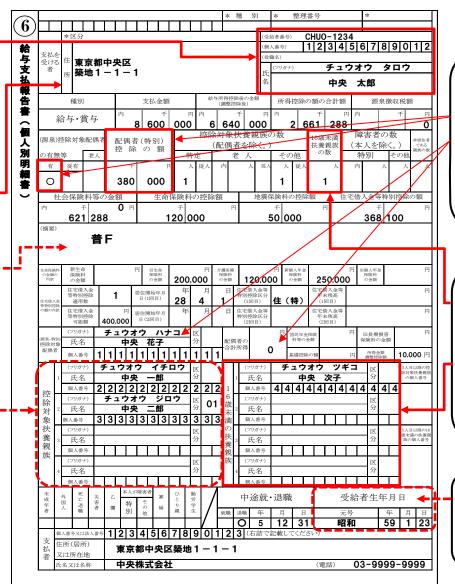
- ・令和6年1月1日現在(中途退職者は退職時)、実際に住んでいる(生活の本拠となっている)住所を記入してください。
- ・アパート、マンション名、部屋番号も正確に記入してください。
- ・この欄に記入した住所が住民票の住所と異なる場合は、摘要欄に住民票の住所を記入してください。

③控除対象扶養親族欄

- ・控除対象扶養親族の氏名・フリガナ・個人番号を記入してください。
- ・非居住者である場合には、区分の欄の内容に応じて、次のとおり記入してください。

控除対象扶養親族の区分	記入方法
居住者	空欄 ※1
非居住者(30歳未満又は70歳以上)	01
非居住者(30歳以上70歳未満、留学生※2)	02
非居住者(30歳以上70歳未満、障害者)	03
非居住者(30歳以上70歳未満、38万円以上送金※3)	04

- ※1)eLTAXで提出する場合は、「00」と入力してください。
- ※2)「留学生」とは、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者をいう。
- ※3)「38万円以上送金」とは、扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者をいう。
- (注)30歳以上70歳未満の非居住者が上記02~04の要件に複数該当する場合は、いずれかひとつを記入してください。



④(源泉・特別)控除対象配偶者欄

- ・控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者を有する場合、「配偶者(特別)控除の額」欄、「配偶者の氏名・フリガナ・個人番号」(非居住者である場合には、区分欄に〇を付す)及び「配偶者の合計所得」を該当の欄に記入してください。「配偶者の合計所得」欄には、配偶者の収入ではなく、所得金額を記入してください。
- ・控除対象配偶者(年末調整を行っていない者については源泉控除対象配偶者)を有する場合は、(源泉)控除対象配偶者の有無等欄「有」に〇を付してください。

⑤16歳未満扶養親族欄

- ・16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、<mark>個人番号</mark>を記入してください。
- ・非居住者である場合には、区分の欄に「〇」を付してください。 ⑤16歳未満の年少扶養親族に扶養控除額はありませんが、 住民税の課税・非課税の判定では扶養親族の人数に含まれ ますので、必ず「16歳未満扶養親族の数」欄に人数を、「16歳 未満の扶養親族」欄に氏名等を記入してください。
- ※16歳未満扶養親族とは、令和6年度では、平成20年1月2日 以降に生まれた人です。

⑥受給者生年月日欄

受給者の生年月日の元号を漢字(「明治」、「大正」、「昭和」、「平成」又は「令和」)で記入してください。 生年月日は、個人の 識別(特定)に使用しますので、必ず記入してください。

⑦ 摘 要 欄

【1】普通徴収とする場合

次の普通徴収切替理由に該当する符号(普A~普F)を記入してください(eLTAXで提出する際も同様です)。

符号	普通徴収切替理由
普A	総従業員数が2人以下 下記「普B」~「普F」に該当する全ての従業員数を差し引いた人数
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者など)
普C	給与が少なく税額が引けない
普D	給与の支払が不定期
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)
普F	休職、退職または退職予定者(5月末日まで)

【2】前職分を含んで年末調整した場合

中途就職者の前職分の給与等を含めている場合は、<u>前職</u> 分支払者の名称、退職年月日、支払金額、源泉衛収額、社 会保険料を記入してください。

※2カ所以上ある場合は、それぞれの記入をお願いします。

【3】所得金額調整控除の適用がある場合

所得金額調整控除の適用がある場合で、「同一生計配偶者」又は「扶養親族」の氏名が、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄、「控除対象扶養親族」欄又は「16歳未満扶養親族」欄に記入されていない場合は、次のように記入してください。

要 件	記入方法		
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 【例】中央 花子(同配)		
扶養親族が特別障害者	- 扶養親族の氏名(調整) 【例】中央 一郎(調整)		
扶養親族が年齢23歳未満			

【4】退職手当等有する配偶者・扶養親族がいる場合

源泉徴収された退職手当等の支払を受ける配偶者(生計を一にする配偶者で、前年中の退職所得を除いた合計所得金額の見積額が133万円以下であるものに限る。)又は扶養親族がいる場合は以下を記入してください。

- •氏名、続柄、生年月日、住所
- (障害者又は特別障害者である場合はその旨)
- •国外に居住する非居住者である場合にはその旨
- ・合計所得金額の見積額(退職所得を除いた額)
- 納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨
- ※氏名と個人番号の前に「(退)」と記入し、個人番号は「5人 目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」の欄に記入して ください。

* 種 別 整理番号 6 CHUO-1234 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 受ける 東京都中央区 チュウオウ タロウ 支払 築地1-1-1 中央 太郎 給与所得控除後の金額 源泉徴収税額 告 支払金額 所得控除の額の合計額 * 給与·賞与 8 600 000 6 640 000 2 661 288 障害者の数 16歳未満 (源泉)控除対象配偶者 配偶者(特別) (配偶者を除く。) 扶養親族 (本人を除く。 控除の額 の数 0 380 000 社会保険料等の金額 生命保険料の控除額 住宅借入金等特別控除の 地震保険料の控除額 120 000 50 000 368 100 621 288 普F 保険料 120.000 250.000 等特別控隊 特別控除区分 年末残高 日(1回目) 住(特) 住宅借入 主宅借入金 展住開始年月 フリガナ) チュウオウ ハナコ 国民年金保険 旧長期損害 氏名 中央 花子 0 配偶者 所得金額 調整控除額 10.000 ⊞ 個人番号 チュウオ ツギコ チュウオウ イチロウ 计多样卷锁线 氏名 氏名 中央 次子 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 個人番号 チュウオウ ジロウ 01 氏名 中央 二郎 氏名 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 個人番号 田人番井 後未満の扶養利 氏名 氏名 個人番号 個人番号 (フリガナ) (フリガナ 氏名 氏名 個人番号 受給者生年月日 中涂就•退職 年 月 日 O 5 12 31 59 1 23 昭和 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 (右誌 記載してください) 個人番具又は法人番具 住所(居所) 東京都中央区築地1-1-1 マけ所在州 中央株式会社 03-9999-9999

⑨所得金額調整控除欄

所得金額調整控除の適用がある場合は、「所得金額調整控除額」欄に、所得金額調整控除の額を記入してください。

また、「給与所得控除後の金額(調整控除後)」欄に、支払金額から給与所得控除及び所得金額調整控除を控除した後の金額を記入してください。

※摘要欄に記入が必要な場合があります。詳しくは「⑦摘要欄」をご覧ください。

′⑪住宅借入金等特別控除の額の内訳欄

適用を受けている住宅借入金等特別控除の区分「住・住 (特家)・認・認(特家)・増・震・震(特家)」と併せて、特定取得 (特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、「特別特 定取得」に該当する場合には「(特特)」、「特例特別特例取 得」に該当する場合には「(特特)」と併記してください。そ の他の「居住開始年月日」欄、「住宅借入金等特別控除可能 額」欄等ももれなく記入してください。

複数の住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合な ど、記入の仕方の詳細については「法定調書の作成と提出 の手引」をご覧ください。

⑪基礎控除の額欄

基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。

給与所得者の基礎控除申告書		記入方法
合計所得金額の見積額	基礎控除の額	配入万法
2,400万円以下	48万円	記入不要
2,400万円超 2,450万円以下	32万円	320,000
2,450万円超 2,500万円以下	16万円	160,000
2,500万円超	なし	0

⑩中途就•退職欄

令和5年中に就職や退職をした方については、該当欄に「○」を付し、その年月日を記入してください。

⑧支払者の個人番号又は法人番号欄

支払者の個人番号(12桁)又は法人番号(13桁)を記入してください。

◎摘要欄や所得金額調整控除、基礎控除の記入の仕方等の詳細については、国税庁「令和5年分年末調整のしかた」及び「令和5年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご覧ください。